

4. ライフステージを通じた相談支援の方策

現状・課題

- 子どものライフステージを通じた相談支援について、一層の充実を図っていくことが必要。
- 障害児には、その時々に応じて、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、関係機関の連携システムを構築していくことが必要。特に、就学前から学齢期への移行時、進学時、卒業時などにおいては、支援の切れ目が生じないよう、関係者の連携強化が必要。

検討会報告のポイント

- (1) 市町村を基本とした相談支援体制
 - 市町村を基本として、それを障害児通園施設等の障害児の専門機関や、都道府県が支える重層的な相談支援体制を、地域の実情に応じて構築していくことが適当。
 - 障害児の親子にとって身近な敷居の低い場で相談支援が行われることが必要。例えば障害児の専門機関が外に出向いていたり、気軽に行きやすい所とするため名称を「子ども発達センター」のように改めたりといった工夫が必要。
- (2) 関係者の連携の強化
 - 地域自立支援協議会の活用(子ども部会の設置)等により関係機関の連携システムを構築していく必要。特に就学前から学齢期への移行時、進学時、卒業時などにおいて支援に切れ目が生じないよう、関係機関の連携を強化し、例えば保育所等と小学校・特別支援学校が積極的な連携を図っていくことが必要。
- (3) 個別の支援計画の作成と活用
 - ケアマネジメントの観点から、保健、医療、福祉、教育、就労等の各支援者がどのような役割の下で支援していくかの「個別の支援計画」づくりや、関係者による支援会議の開催を進めていくことが必要。その際、サービス利用計画作成費を活用するとともに、学校等の関係機関の連携・協力により作成・活用することが必要。

部会でのこれまでの主な意見

- 本人のライフステージに寄り添った、相談支援体制が必要。
- 早期発見のため、乳幼児期から、心配であればすぐに相談できるような体制が必要。
- 家族からの相談に当たっては、入口のハードルを低くし、地域ごとに相談支援の機能を拡充させて、適切な相談機関につないでいくという形を検討していったらどうか。
- 障害のある子どもごとに個別支援計画を作成していくことが重要である。

※ 参考資料 20～26



【論点(案)】

(市町村を基本とした相談支援体制の構築)

1. 市町村を基本として、それを障害児通園施設等の専門機関や都道府県が支える重層的な相談支援体制を、地域の実情に応じて構築していくべきではないか。

また、障害児の親子にとって身近な敷居の低い場で支援が行われることが必要であり、例えば障害児の専門機関が外に出向いていたり、気軽に行きやすい所とするため名称を改める等の工夫が必要ではないか。

(関係機関の連携強化)

2. 地域自立支援協議会の活用(子ども部会の設置)等により関係機関の連携システムを構築し、特に学齢期への移行時、進学時、卒業時などにおいては、支援の切れ目が生じないよう連携強化を図っていくべきではないか。

(個別の支援計画の作成・活用)

3. ケアマネジメントの観点から、各支援者がどのような役割分担の下でそれぞれ支援していくかの「個別の支援計画」づくりや関係者による支援会議の開催を進めていくべきではないか。

5. 家族支援の方策

現状・課題

- 障害児にとって家族は育ちの基礎となるものであり、子どもの発達支援とともに、家族を含めたトータルな支援を行っていくことが必要。
- 子どもから一時も目が離せない状況にある保護者の精神的・肉体的な負担感を軽減し、ぎりぎりまで頑張って在宅で育てられなくなるといったことを防ぐため、レスパイト(一時的休息)の支援を図ることが必要。

検討会報告のポイント

(1) 家族の養育等の支援

- 障害児の家族が、障害の発見時において障害に気づき適切に対応していくことや、その後の養育の能力を高めしていくことを支援するため、次のような支援を検討。

- ① ショックや不安を抱えている保護者に対して、専門家による心理的なケアやカウンセリングを実施
- ② 専門機関による家庭における養育方法の支援
- ③ 保護者同士の交流(ピア・カウンセリング)や、障害児のきょうだいに対する支援の促進

(2) レスパイト等の支援

- 家族の負担感を軽減するため、ショートステイの充実等、レスパイト(一時的休息)の支援を図ることが重要。

(3) 経済的負担等

- 障害児のいる家族の経済的負担について、現在の利用料の軽減を平成21年度以降も続けるようにするなど、家族の負担能力を踏まえた十分な配慮が必要。

部会でのこれまでの主な意見

- 親の支援を通して子の支援を行うことが重要(特に乳幼児期から学齢期)
- 母親のレスパイトを可能とする短期入所体制の拡充を

※ 参考資料 27、28



【論点(案)】

(家族に対する養育方法の支援)

1. 障害児の家族が、障害の発見時に適切に対応していくことや、その後の養育の能力を高めていくことを支援するため、①専門家による心理的なケアやカウンセリング、②専門機関による家庭における養育方法の支援、③保護者同士の交流や障害児のきょうだいに対する支援の促進など、家族を含めたトータルな支援を図っていくべきではないか。

(レスパイトの支援等)

2. ショートステイの充実等、レスパイト(一時的休息)の支援を図るとともに、現在の利用料の軽減措置を継続するなど、家族の負担の軽減を図っていくべきではないか。

6. 入所施設の在り方

(1) 障害種別による類型について

現状・課題

- 障害児の入所施設(467か所)は、障害種別等により7類型となっている。
- 障害者施設について3障害の共通化が図られ、また学校教育でも、複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度への転換が図られている。
- 障害児施設についても、例えば肢体不自由児施設を知的障害や発達障害のある子どもが利用することが増えている状況にある。

○障害児入所施設

知的障害児施設	254か所	9,808人
自閉症児施設	7か所	235人
盲児施設	10か所	137人
ろうあ児施設	13か所	165人
肢体不自由児施設	62か所	2,730人
肢体不自由児療護施設	6か所	237人
重症心身障害児施設	115か所	11,215人

検討会報告のポイント

- 障害児施設についても、障害の重複化等を踏まえれば、基本的な方向としては、複数の障害に対応できるよう、一元化を図っていくことが適当と考えられる。
- その際、障害児施設は医療機関として併せて医療を行っているものがあることから、こうした医療型の施設と福祉型の施設に分けて考えていくことが必要。また、他の障害を受け入れられるようにしつつ、主に対象とする障害の種別を示せるようにするなど、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう、配慮が必要。例えば重症心身障害児について手厚い人的配置が可能となるようにするなど、基準等を検討していく必要。こうした観点から、重症心身障害などの障害種別の法令上の位置付けも検討していく必要。

(2) 在園期間の延長

現状・課題

- 知的障害児施設、肢体不自由児施設は、引き続き入所しなければ福祉を損なうおそれがある場合等について、満18歳以降も在所できることとされている。
- また、重症心身障害児施設は、継続入所のほか、新たに18歳以上の者を入所させることも可能とされている。

○いわゆる加齢児(18歳以上)の割合

知的障害児施設	40.1%	3,929人
自閉症児施設	29.4%	69人
盲児施設	13.1%	18人
ろうあ児施設	6.7%	11人
肢体不自由児施設	8.9%	242人
肢体不自由児療護施設	46.8%	111人
重症心身障害児施設	87.1%	9,765人

検討会報告のポイント

- 今回、障害児施設支援全般の見直しを行うに当たり、機能的には子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、制度的には、障害児の入所定員を確保する一方、満18歳以上のいわゆる加齢児については、受け皿づくりなどを進め、障害者施策として対応していくことについて、検討していくべきとの意見が出された。
- こうした見直しを行う場合には、支援の継続性を確保するための措置や、現在入所している者が施設から退所させられることがないようにする措置など、移行に当たっての十分な配慮が必要と考えられる。
- 特に重症心身障害児施設について、他の障害児施設と同様の見直しを行う場合には、重症心身障害児者の特性に応じた支援が保たれるよう、小児神経科医や本人をよく知る保育士等が継続して関わられるようにするなど、児者一貫した支援の必要性や、現在入所している者の継続入所について、十分な配慮が必要である。
- 重症心身障害児者の在宅での支援施策(医療的なケアを提供できる短期入所、訪問看護、通園事業など)についても充実させていくことが必要。

(3) 障害児の入所施設・住まいの在り方

検討会報告のポイント

- 障害児の入所施設について、入所者の多様化等の状況を踏まえ、心理的ケアなどを行える専門的スタッフの配置について充実を図るべきとの意見。
- 障害児の入所施設について、家庭的な雰囲気の中での支援が可能となるよう、小規模な単位での支援ができるような施設の在り方について検討が必要との意見。また、地域小規模施設制度、障害児のファミリーホーム制度や専門里親制度について検討すべきとの意見。さらに、障害児の将来的な自立も見据えて、自立体験やグループホーム・ケアホーム的な住まいの在り方についても検討すべきとの意見。こうした意見を踏まえ、障害児の入所施設・住まいの在り方について検討を進めるべき。
- 障害児の入所施設について、重要な地域資源であり、地域との関わりを深めていくとともに、地域の実情に応じて、地域への支援や短期入所の実施など地域の中の専門機関としての役割を強化していくべき。

部会でのこれまでの主な意見

- 強度行動障害の者が重心施設に入っている現状を改め、本来の重症児とは分けて考えるべき。
- 重症児者への処遇体系は、児者一貫した体制がとられるべき。

※ 参考資料 29～40



【論点(案)】

(入所施設の一元化)

1. 障害児の入所施設について、障害種別等により7類型となっているが、障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるように一元化を図っていくべきではないか。その際、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう配慮するとともに、例えば重症心身障害児について手厚い人員配置が可能となるようにするなど、基準等について検討していくことが必要ではないか。

(在園期間の延長措置の取扱い)

2. 障害児の入所施設に満18歳以降も在園できるとされている取扱いについて、満18歳以上の入所者は障害者施策で対応していくよう見直していくべきではないか。
その際には、支援の継続性を確保するための措置や、現に入所している者が退所させられることがないようにするなど配慮が必要ではないか。特に、重症心身障害児・者については、児者一貫した支援の継続性が保たれるよう十分な配慮が必要ではないか。
また、重症心身障害児・者の在宅での支援について充実を図っていくべきではないか。

(障害児の入所施設・住まいの在り方)

3. 障害児の入所施設について、心理的ケアが行える専門的なスタッフの充実や、小規模な単位での支援ができるような施設の在り方、障害児の将来の自立を見据えた住まいの在り方、地域の中の専門機関としての役割の強化について検討していくべきではないか。

7. 行政の実施主体

(1) 障害児施設についての実施主体

現状・課題

- 現在、障害児施設についての実施主体は、都道府県(指定都市、児童相談所設置市を含む)とされている。
- 障害児の在宅の支援施策(ヘルパー等)や児童デイサービス、保育所等の施策や障害者施策は実施主体が市町村となっており、障害児施設についても身近な市町村の役割を高めていくことが必要となっている。
- 他方、障害児施設は数が少なく広域調整が必要なことや、入所の必要性などについて専門的な判断が必要なこと等を踏まえると、都道府県及び都道府県の児童相談所の専門性に基づく関与も必要となっている。

検討会報告のポイント

- 通所については、在宅の支援施策や児童デイサービスの実施主体は市町村とされており、市町村としていく方向で検討することが考えられる。この場合、特に町村については、都道府県による支援が必要。
- 入所については、以下の3案を踏まえ、更に検討が必要。

第1案	市町村	児童養護施設等への入所と実施主体が異なることとなり、障害児が虐待された場合等の判断に課題がある
第2案	措置は都道府県 契約は市町村	措置の場合と契約の場合で実施主体が異なることとなり、混乱が生じるおそれがあるという課題がある
第3案	当面は都道府県	この場合、市町村が相談に応じるなど、市町村の関与を強めていくことが必要。将来的には市町村とすることを検討

(2) 施設入所における措置と契約について

現状・課題

- 障害児施設への入所については、保護者による虐待や養育拒否の場合等は措置によるが、それ以外の場合には契約によることとされている。
- 現在、措置による場合と契約による場合との判断について、都道府県によって差が生じている状況がある。
(措置による場合)
 - ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
 - ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
 - ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難な場合

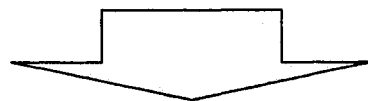
検討会報告のポイント

- 障害児施設への入所が措置か契約かの判断をより適切に行うべきという観点から、措置とするか契約とするかの判断について、障害児の権利、社会福祉制度全体の改革の動向、利用者と事業者の対等な関係づくりなどに十分配慮しつつ、更に検討していくことが必要。
- 全国的に適切な判断が行われるよう、判断が難しい事例等について調査を行った上で、関係団体等から意見を聴取しながら、判断基準を更に明確化していく作業を進め、国において措置によるべき場合と契約によるべき場合についてのガイドラインを作成していくことが求められる。

部会でのこれまでの主な意見

- 町村の実施体制と実施状況の十分な検証が必要。
- 市町村レベルでは新規入所者を決定できないおそれがあるため、従来どおり都道府県とすべき。(町村の意見を踏まえ、慎重に検討)
- 経済的ネグレクトに対しては措置に。

※ 参考資料 41～44



【論点(案)】

(通所施設の実施主体)

1. 障害児施設の実施主体について、通所については、在宅の支援策や児童デイサービスの実施主体は既に市町村であり、都道府県が支援を行うこととしつつ、市町村とする方向で検討することとしてはどうか。

(入所施設の実施主体)

2. 入所について、児童養護施設等の入所の実施主体が都道府県とされていること等を踏まえ、実施主体をどのように考えるべきか。当面都道府県とする場合には、市町村の関与を強めていくべきではないか。

(措置と契約)

3. 障害児施設への入所について、措置か契約かの判断をより適切に行うべきとの観点から、判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとしてはどうか。

8. 法律上の位置付けなど

検討会報告のポイント

- 障害児への支援については、なるべく一般施策との連携により対応していくという考え方からは、各施設や事業の根拠を「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべきと考えられる。
- 障害のある子どもやその家族が実際にサービスを受けられるよう、人材の確保を含めサービスの提供体制整備を図っていくことが必要。
- 障害の有無に関わらず、すべての人が「自立と共生」できる社会を目指した取組をさらに進めていくべき。

部会でのこれまでの主な意見

- 児童福祉法の枠組みの中で、ユニバーサルに障害のある子ども自身の発達支援と子育て支援を行う必要がある。



【論点(案)】

(障害児支援の根拠法)

障害児への支援の根拠について、児童福祉法に位置付けることを基本としていくこととしてはどうか。